

4月1日からの

高齢者のための各種助成制度

【申請・問合せ先】▶本庁高齢介護福祉課 高齢者福祉グループ(内線2673)・介護給付グループ(内線2675)
▶各支所地域振興課 健康福祉グループ(鹿島支所は市民福祉グループ)

在宅で介護されている方

介護者・要介護者ともに、本市に住
民票があり、1年以上居住している方
を対象に、次のとおり支給します。

●家族介護用品支給事業

紙おむつなどの介護用品を購入する
際に利用できる券を交付します。

4月から、対象年齢を65歳以上から
40歳以上に拡充します。

▼課税世帯 1000円券×36枚

(3万6000円分)

▼非課税世帯 1000円券×75枚

(7万5000円分)

【対象】①②③のいずれかの要件
に該当する65歳以上の要介護者、また
は①の要件に該当する40歳以上65歳未
満の要介護者を在宅で介護している方

*「寝たきり」または「重度認知症」の状
態が申請日の直近180日間のうち
90日以上続いていることが条件です。

①要介護・要支援認定を受けている方

②身体障害者手帳1・2級を持つ方

③療育手帳Aを持つ方

●**ねたきり老人介護手当支給**

▼1回の申請で6万円を支給(申請は8
月と2月の年2回)

【対象】①②の要件を満たす方

①65歳以上の要介護4・5の高齢者を、
在宅で起居を共にしながら、基準日
(8月1日と2月1日)から過去6カ
月間に、3カ月以上継続して介護し
ている方

②介護者・要介護高齢者の属する世帯の
世帯員全員が市民税所得割が非課税
*どちらの制度も、特別障害者手当・福
祉手当の受給者は対象になりません。

65歳以上の一人暮らし高齢者など

●緊急通報体制整備事業

一人暮らしで虚弱な高齢者を対象に、
緊急時にボタンを押すと、市が指定す
る通報先へ通報する装置を貸し出しま
す。

●生活指導型ショートステイ事業

養護老人ホームなどに一時的に入所
宿泊し、生活習慣などの指導・体調調
整を行い、要介護状態への進行防止を
図ります。

*1日381円の自己負担と食事代な
どの実費負担があります。

●高齢者日常生活用具給付等事業

【品目・対象】

①火災警報器、自動消火器

▼所得税非課税世帯の寝たきり高齢者、
一人暮らしの高齢者

②電磁調理器

▼心身機能低下で防火などの配慮が必
要な一人暮らしの高齢者

*①の自動消火器と②の重複申請はで
きません。

*所得の状況などに応じて自己負担が
あります。

●高齢者訪問給食サービス事業

食事の確保が困難である高齢者世帯
などに対して、食生活の改善と安否確
認を行います。昼・夕食の2食以内で
配食します。

*1食450円の自己負担があります。

元気高齢者など

●介護予防元気度アップ事業

▼平成29年度中に貯めたポイント数に
よる利用券(最大5000円分)を交付
平成30年度のカードも同時交付

■元気度アップカード(参加型)

【対象】65歳以上

【カード発行申請に必要なもの】▶本人
の印鑑

*代理申請の場合は、代理人の印鑑が
必要

■元気度アップカード(高齢者支援型)

【対象】40歳以上

【カード発行申請に必要なもの】▶本人
の印鑑

*代理申請は不可

■ポイント転換申請

【必要なもの】▶本人の印鑑、カード

*代理申請の場合は、本人が署名・押
印したカード、代理人の印鑑

*ポイントの引換期限は、本年12月28
日(金)

●はり、きゅう、マッサージ等施術 料助成事業

▼年間800円の受診券20回分を最大
2冊(3万2000円分)まで交付

【対象】▶本市に住民票があり1年以上
居住している満65歳以上の方

【必要なもの】▶本人の身分証明書、印
鑑

*代理申請の場合は、本人および代理
人の身分証明書、印鑑

*印鑑はスタンプ印不可

*詳しくは問い合わせください。

市民活動の立ち上げを 応援します!

平成30年度 薩摩川内市市民活動支援補助金 (スタートアップコース)募集

【応募・問合せ先】=本庁地域政策課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4614)

市民活動支援補助金 (スタートアップコース)とは

地域活性化のために、応募団体自ら
が企画・立案・実施する市民活動に該
当する事業で、その内容、時期、経費
などが当該団体などの目的を達成する
ために適当であると市長が認めた公益
的な事業に対して、事業の初期段階の
活動経費の一部を補助するものです。
これから活動を開始する、または活動
期間がおおむね3年未満の団体などが
対象となります。

応募できる団体

次の全ての条件を満たす団体

- ▼構成員が5人以上で、その過半数が
本市に住所を有していること
- ▼公益の増進に寄与する活動を行う任
意団体または特定非営利活動法人な
ど
- ▼活動拠点が市内で、かつ市内におい
て活動を行っている団体

*次のいずれかに該当する団体は**対象
となりません**。

- ▼地区コミュニティ協議会、自治会そ
の他これらに類する団体
- ▼宗教活動などを目的とする団体

対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要と
なる経費が補助対象となります。ただ
し、団体の経常的な管理運営経費は除
きます。

補助金の額

対象となる経費に、補助回数に応じた補助率
(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも 20万円 (千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

応募方法など

次の関係書類に必要な事項を明記の上、
送付または直接持参ください。
*ファクスまたは電子メールによる提
出は受け付けていません。

【関係書類】

- ▼市民活動支援補助金申込書
 - ▼事業計画書・事業収支計画書
 - ▼団体に関する調書
 - ▼団体構成員名簿
 - ▼他の制度による補助・助成または委
託事業の申請状況
- *関係書類の様式は、市ホームページ
上からダウンロードできるほか、本
庁地域政策課、各支所地域振興課ま
たは地区コミュニティセンターにも
備え付けてあります。

【応募締切】▶4月27日(金)必着

審査スケジュール(予定)

- 5月中旬 一次審査(書類審査)
- 5月下旬 二次審査
(公開ヒアリング)
- 6月上旬 補助事業決定

この補助金は、本年中(8月予定)に
もう1回募集します。